

岐阜県立寿楽苑・飛騨寿楽苑評価員会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜県立寿楽苑・飛騨寿楽苑評価員会議(以下「会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる県立社会福祉施設(地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき岐阜県が指定した者が管理する施設をいう。)の管理運営状況その他知事が必要と認めた事項について、意見交換することを目的とする。

- 一 岐阜県立寿楽苑(岐阜市)
- 二 岐阜県立飛騨寿楽苑(飛騨市)

(組織)

第3条 評価員は5人以内とする。

- 2 会議に会長を置き、評価員の互選によって定める。
- 3 会長は、会議を代表し、会務を総括する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する評価員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 評価員の任期は2年とする。ただし、補欠の評価員の任期は、前任者の残任期間とする。また、評価員は、再任されることができる。

(会議)

- 第5条 会議の開催は、健康福祉部高齢福祉課長(以下「高齢福祉課長」という。)が招集する。
- 2 高齢福祉課長は必要と認めるときは、関係者に対し出席又は資料の提出を求めることができる。
 - 3 会議は原則公開とする。会議結果は事務局が作成し、各評価員の同意を得て公表する。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、岐阜県健康福祉部高齢福祉課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、高齢福祉課長が会長と協議のうえ定める。

附 則

この要綱は、平成18年 6月30日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。
- 2 この要綱施行の日、現に改正前の要綱に基づく委員である者は、この要綱の施行の日に改正後の要綱の規定により評価員となったものとみなす。
この場合において、当該評価員の任期は、施行日における改正前の要綱に基づく委員としての任期の残任期間とする。
- 3 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づく委員長及び委員長が指名する委員の職にある者は、それぞれ施行の日に改正後の要綱の規定により会長及び会長の指定する評価員として選任された者とみなす。